

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章～第3章 (省略)</p> <p>第4章 諸申請等の処理事務 (中略)</p> <p>個④068 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書</p> <p>個④069 災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書</p> <p>第5章 (省略)</p> <p>第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務 (中略)</p> <p>個⑥010-1 医療費控除の明細書</p> <p>個⑥010-2 医療費控除の明細書(次葉)</p> <p>個⑥010-3 セルフメディケーション税制の明細書</p> <p>個⑥010-4 セルフメディケーション税制の明細書(次葉) (中略)</p> <p>個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に住宅耐震改修をした方用) (中略)</p> <p>個⑥26-4 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間居住用) (中略)</p> <p>個⑥026-7 住宅特定改修・耐震改修特別税額控除額の計算明細書(平成29年4月1日以後用) (中略)</p> <p>個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書(居住者用)(平成29年分以降用)</p> <p>個⑥033-2 外国税額控除に関する明細書(非居住者用)(平成29年分以降用) (中略)</p> <p>個⑥058 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (中略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章～第3章 (同左)</p> <p>第4章 諸申請等の処理事務 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 (同左)</p> <p>第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用)</p> <p>個⑥26-4 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成28年4月1日以後居住用)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
個⑥061-3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用)	(新設)
個⑥061-4 基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書(付表) (中略)	(新設)
個⑥062-1 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (中略)	(新設)
個⑥064-1 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用)	(新設)
個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書(付表) (中略)	(新設)
個⑥077-6 被災代替資産の特別償却に関する明細書(租税別措置法の適用を受ける場合)	(新設)
個⑥077-7 被災代替資産の特別償却に関する明細書(震災特例法の適用を受ける場合) (中略)	個⑥077-2 被災代替資産の特別償却に関する明細書
個⑥109-7 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書付表(損失申告用)(東日本大震災の被災者の方用) (中略)	(新設)
個⑥114 災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書	(新設)
個⑥115 災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書 (後略)	(新設) (後略)

改正後

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【表面】

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【表面】

税務署受付印

税務署受付印

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

Header information form including tax office name, address, and taxpayer details.

Header information form including tax office name, address, and taxpayer details.

平成 年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

平成 年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

Request purpose and date of notification form.

Request purpose and date of notification form.

Reason for correction and details of the case form.

Reason for correction and details of the case form.

Attached documents form.

Attached documents form.

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

Main calculation table for the corrected version, showing tax amounts and deductions.

Main calculation table for the original version, showing tax amounts and deductions.

赤字の場合は「0」と書いてください

赤字の場合は「0」と書いてください

黒字の場合は、百円未満の端数は切り捨ててください

黒字の場合は、百円未満の端数は切り捨ててください

（署名押印） 税理士

（署名押印） 税理士

千円未満の端数は切り捨ててください

千円未満の端数は切り捨ててください

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

Form for tax payment location and bank account information.

Form for tax payment location and bank account information.

Form for stamping and identification details.

Form for stamping and identification details.

改正後

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

書き方

- この請求書は、国税通則法第23条のほか所得税法第152条から第153条の6までに規定する更正の請求をする場合(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条から第153条の6までを準用する場合を含みます。以下同じです。)に提出するものです。
- 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。
- 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである場合は、その事実を証する書類を添付しなければなりません。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。
なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照してください。
(1) 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号(マイナンバー)を記載します。
なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複製されない措置を講ずる。)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
(2) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年確定申告」、「平成〇〇年決定通知」などと記載します。
(3) 「申告書提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日に記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条から第153条の6までに規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
(4) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至

- た事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
- (5) 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類名を記載します。
- (6) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
- (7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
記載してください。
なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(納税管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に限り)への振込みをご利用ください。
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
- 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
(2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】
(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(4) 先物取引に係る雑所得等の金額の明細書
- 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。
詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】

これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。

更正の請求をする理由、請求を なすに至った事情の詳細等	事業所得の必要経費(地代家賃:事務所の賃借料)について12月分(200,000円)の経費計上漏れがあり、
添付した書類	決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(地代家賃部分)、事務所の賃借料(12月分)を支払った領収書
更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院(△△市××××)へ支払った医療費(〇〇円)について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。
添付した書類	平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書(〇〇〇円)
更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。
添付した書類	平成×年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	特定扶養親族に該当する子(国税太郎、平成×年×月×日生)について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
添付した書類	※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。
更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。
添付した書類	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

書き方

- この請求書は、国税通則法第23条のほか所得税法第152条から第153条の6までに規定する更正の請求をする場合(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条から第153条の6までを準用する場合を含みます。以下同じです。)に提出するものです。
- 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。
- 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである場合は、その事実を証する書類を添付しなければなりません。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。
なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照してください。
(1) 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号(12桁)を記載します。
なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複製されない措置を講ずる。)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
(2) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年確定申告」、「平成〇〇年決定通知」などと記載します。
(3) 「申告書提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日に記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条から第153条の6までに規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
(4) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至

- た事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
- (5) 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類名を記載します。
- (6) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
- (7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
記載してください。
なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(納税管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に限り)への振込みをご利用ください。
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
- 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
(1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
(2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】
(3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(4) 先物取引に係る雑所得等の金額の明細書
- 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご注意ください。
詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】

これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。

更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	事業所得の必要経費(地代家賃:事務所の賃借料)について12月分(200,000円)の経費計上漏れがあり、
添付した書類	決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(地代家賃部分)、事務所の賃借料(12月分)を支払った領収書
更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院(△△市××××)へ支払った医療費(〇〇円)について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。
添付した書類	添付書類:平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書(〇〇〇円)
更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。
添付した書類	平成×年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	特定扶養親族に該当する子(国税太郎、平成×年×月×日生)について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
添付した書類	※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。
更正の請求をする理由、請求 をなすに至った事情の詳細等	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。
添付した書類	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

改正後

改正前

個④003 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書【裏面】

個④003 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書【裏面】

書 き 方

書 き 方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。
 - 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。
 - 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
 - (1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
 - ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。
この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。
 - ハ 「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥欄の各欄
「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰戻す金額をそれぞれ書きます。
なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
 - (2) 「前年分の税額」⑦～⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑩欄及び「D Cに対する税額」⑪～⑬欄の各欄
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
 - ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
※ 分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。
また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。
なお、税額控除のうち、外国税額控除が含まれている場合は、外国税額控除及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額を差し引いた金額になります。
 - (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑯～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑯～⑰欄の各欄
「C 課税される所得金額」⑦～⑩から「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。
なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署にお尋ねください。
 - ロ 「F Eに対する税額」⑱～㉑欄の各欄
「⑯」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。
なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署にお尋ねください。
 - (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。
なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限り）への振込みをご利用ください。
（注） ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。
- ※ 請求書を提出する際には、①個人番号（マイナンバー）の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。
 - 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。
 - 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
 - (1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
 - ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。
この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。
 - ハ 「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥欄の各欄
「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰戻す金額をそれぞれ書きます。
なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
 - (2) 「前年分の税額」⑦～⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑩欄及び「D Cに対する税額」⑪～⑬欄の各欄
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
 - ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
※ 分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。
また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。
なお、税額控除のうち、外国税額控除が含まれている場合は、外国税額控除及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額を差し引いた金額になります。
 - (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑯～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑯～⑰欄の各欄
「C 課税される所得金額」⑦～⑩から「B Aのうち前年分に繰戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。
なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署にお尋ねください。
 - ロ 「F Eに対する税額」⑱～㉑欄の各欄
「⑯」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。
なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署にお尋ねください。
 - (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。
なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限り）への振込みをご利用ください。
（注） ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。
- ※ 請求書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

個④003-1 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書（東日本大震災の被災者の方用）【裏面】

書き方

- この請求書は、震災特例法第6条(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)の規定の適用を受ける方が、純損失の繰戻しによる還付の請求をする場合に提出するものです。
- この請求書の各欄は、次のように書いてください。
 - 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
 - ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。
 - ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄
「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。
なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
 - (2) 「前年分の税額」⑦～⑩の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
 - ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
 - (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑯～⑰欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑯～⑰欄の各欄
「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥」を差し引いた金額を書きます。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号(マイナンバー)の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

※ この請求書に記入した金額は、翌年以降の確定申告の際にも必要となりますので、大切に保管してください。

なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

個④003-1 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書（東日本大震災の被災者の方用）【裏面】

書き方

- この請求書は、震災特例法第6条(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)の規定の適用を受ける方が、純損失の繰戻しによる還付の請求をする場合に提出するものです。
- この請求書の各欄は、次のように書いてください。
 - 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
 - ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。
 - ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄
「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。
なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
 - (2) 「前年分の税額」⑦～⑩の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
 - ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
 - (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑯～⑰欄の各欄は、次のように書いてください。
 - イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑯～⑰欄の各欄
「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥」を差し引いた金額を書きます。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

※ この請求書に記入した金額は、翌年以降の確定申告の際にも必要となりますので、大切に保管してください。

なお、請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

個④068 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書【表面】

(新設)

税務署受付印

○ 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

納税地	住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください) (〒 -)		
	(TEL - -)		
税務署長	上記以外の住所・事業所等 (納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -)		
提出日	(TEL - -)		
フリガナ		生年	大正
氏名		月日	昭和 年 月 日生
			平成
職業	フリガナ	屋号	

所得税法施行令第221条の4第4項又は同令第292条の3第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同令第221条の4第5項又は同令第292条の3第5項の規定により以下のとおり届けます。

- 適用を受けようとする最初の年
平成____年
- 各年7月1日から12月31日までの間の一定の日
____月____日
- 確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由
- その他参考となるべき事項
- 恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名
(非居住者の方でこの特例を適用する場合は記載してください。)

顧問税理士

(TEL - -)

整理番号	関係部門	A	B	C			
0							
通信日付印の年月日	確認印						
年 月 日							

改正後	改正前
<p data-bbox="152 148 1093 180">個④068 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書【裏面】</p> <p data-bbox="593 225 698 248">書 き 方</p> <ol data-bbox="235 292 1021 807" style="list-style-type: none"> この届出書は、所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。 この届出書は、適用を受けようとする最初の年の翌年 3 月 15 日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。 この届出書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> 「適用を受けようとする最初の年」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項の規定の適用を受けようとする最初の年を記載してください。 「各年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間の一定の日」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項の規定する一定の日を記載してください。 「確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項に規定する提出期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。 「恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名」欄には、非居住者の方で、所令 292 条の 3 第 4 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。 	<p data-bbox="1149 148 1227 180">(新設)</p>

個④069 災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書【表面】

(新設)



災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書

平成 年 月 日 税務署長	住 所	電話 () -			
	連 絡 先	電話 () -			
	〒 番 号 氏 名				
<p>災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が平成 年12月31日までに完了できない事情にありますので、所得 税基本通達36・37共-7の9に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の年分において、当 該年分の年末の災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分		平成 年分			
本 年 末 の 災害損失特別勘定の残額	①	円	本年分において総収入金額 に算入すべき金額 ①-②	③	円
修 繕 費 用 等 の 見 込 額 (⑦の合計額)-(⑧の合計額)	②		延長の対象となる本年末 における災害損失特別勘定残高 ①-③	④	
翌年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細					
被 災 資 産	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の 種類及び細目				
	翌年分以後に完了 すると見込まれる修繕等 の工事の名称等	⑤			
	同上の修繕等の工事期間	⑥	平 . . 平 . . 平 . . 平 . . 平 . . 平 . . 平 . . 平 . .		
	同上の修繕等の工事に 係る翌年分以後の 修繕費用等の見込額	⑦	円	円	円
	翌年分以後の 保険金等の見込額	⑧			
	本年末までに修繕 が完了しなかった理由				
	申請をした修繕完了年分 に修繕が完了すると 見込まれる事情等				

関与税理士

(印 - -)

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡 先	A	B	C		
	通信日付印の年月日	確認印					
	年 月 日						

個④069 災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書【裏面】

(新設)

災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書

この延長確認申請書は、所得税基本通達36・37共一7の9(修繕等が選れた場合の災害損失特別勘定の総収入金額の算入の特例)に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした方が、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により災害があった日の属する年(以下「被災年」といいます。)の翌年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額(災害損失特別勘定への繰入額から同日までに取り崩した金額に相当する金額を控除した残額をいいます。以下同じ。)を有している場合において、所轄税務署長の確認を受けて、修繕完了年分(被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分をいいます。以下同じ。)において、当該修繕完了年分の年末における災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請する場合に記載します。

この申請書は、災害があった日の属する年分(以下「被災年分」といいます。)の翌年分の確定申告書の提出期限までに提出してください。

○ 記載要領

- (1) 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分」欄には、所轄税務署長の確認を受けようとする修繕完了年分を記載します。
- (2) 「①」欄には、被災年分の翌年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の(「⑩」欄「⑥」欄)に相当する金額を記載します。
- (3) 「②」欄には、被災年の翌々年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「⑦」欄の合計額から「⑧」欄の合計額を控除した残額を記載します。
- (4) 「③」欄には、「①」欄の金額から「②」欄の金額を控除した残額を記載します。
なお、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を被災年分の翌年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の「⑩」欄の金額に含めて記載します。
- (5) 「翌0年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。
 - イ 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。
なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区切り、その区分ごとに合計額を「⑦」欄及び「⑧」欄に記載することができます。
 - ロ 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。
 - (イ) 「⑤」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
 - (ロ) 「⑥」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
 - ハ 「⑦」欄には、被災年の翌々年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる「⑤」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。
なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。
 - (イ) 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
 - (ロ) 災害により土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
 - (ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費(被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。)
 - (ニ) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用
 - ニ 「⑧」欄には、被災年の翌々年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの(以下「保険金等」といいます。)により補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額(被災年の翌年中に收受した保険金等のうち「⑦」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。)を記載します。

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

(平成 年分)

氏 名

(平成 年分)

氏 名

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
⑧ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合は80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。
※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑦までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑧に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

Table with 5 columns: 農業所得, 収入金額, 必要経費, 専従者控除, 所得金額. Includes rows for total income, specific sale income, and net income.

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。
2 ②欄には、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
3 ③欄の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。
なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

Table for tax calculation with 12 columns: 課税総所得金額に対する税額, 配当控除, 投資税額等控除, (特定増改築等)住宅借入金等特別控除, 政党等寄附金等特別控除, 住宅耐震改修特別控除, 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除, 差引所得税額, 免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等, ⑩ × 5%, ⑩ + ⑫.

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑧の金額の頭部に「⑩」と書いてください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
⑧ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合は80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。
※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑦までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑧に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

Table with 5 columns: 農業所得, 収入金額, 必要経費, 専従者控除, 所得金額. Includes rows for total income, specific sale income, and net income.

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。
2 ②欄には、上の⑦及び⑧の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
3 ③欄の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。
なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

Table for tax calculation with 12 columns: 課税総所得金額に対する税額, 配当控除, 投資税額等控除, (特定増改築等)住宅借入金等特別控除, 政党等寄附金等特別控除, 住宅耐震改修特別控除, 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除, 差引所得税額, 免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等, ⑩ × 5%, ⑩ + ⑫.

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑧の金額の頭部に「⑩」と書いてください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥010-1 医療費控除の明細書【裏面】

(新設)

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。
ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。
※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に関する事項

- 医療費通知を添付する場合、(1)~(4)を記入します。
※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
①被保険者等の氏名 ②療費を受けた年月 ③療費を受けた者 ④療費を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄
自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄
(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

記入例
(1) 176,584円 (2) 153,300円
(3) (4)のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額
生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。
※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

2 医療費（上記①以外）の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。（「①医療費通知に関する事項」に記入したもについては、記入しないでください。）

(1)「医療を受けた方の氏名」欄
医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄
診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄
医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄
医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」欄
上記③と同様です。

Table with 5 columns: (1) 医療を受けた方の氏名, (2) 病院・薬局などの支払先の名称, (3) 医療費の区分, (4) 支払った医療費の額, (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額. Example row: 国税 太郎, JR, ○△バス, 12,000円, 1,560円.

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
● 医療費通知（原本）【① 医療費通知に関する事項】に記入したものに限ります。（添付）
● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）

- 環たきりの人のおむつ代
○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金
○ 指定運動療法施設の利用料金
○ ストマ用具の購入費用
○ B型肝炎患者の介護に当たる同族の親族が受ける同フクチンの接種費用
○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用
○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用
○ 医師が発行した「おむつ使用証明書」
○ 温泉療養証明書
○ 運動療法実施証明書
○ ストマ用具使用証明書
○ 医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの）
○ 処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする旨を記載したものであるもの）
○ 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

個⑥010-3 セルフメディケーション税制の明細書【裏面】

(新設)

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17の2（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

- (1) 「取組内容」欄
取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいづれかつチェックします。
※下記の「添付又は提示が必要な書類」をご確認ください。
(2) 「発行者名」欄
取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。



2 特定一般用医薬品等購入費の明細

- (1) 「薬局などの支払先の名称」欄
医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。
領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。
(2) 「医薬品の名称」欄
購入した医薬品の名称を記入します。
複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。
(3) 「支払った金額」欄
医薬品の購入金額を記入します。
複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。
(4) 「(1)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」欄
生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等にに基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

記入例
(1) 薬局などの支払先の名称 (2) 医薬品の名称 (3) 支払った金額 (4) (1)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税薬局 2,164 円
ドラッグストア 13,753 円
// 〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇

添付又は提示が必要な書類

- この「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)
● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類(添付又は提示)
①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

- インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
○ 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
○ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(定期健康診断)という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。
○ 特定健康診査の領収書又は結果通知表(特定健康診査)という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。
○ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表(「勤務先(会社等)名称」「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

※ 取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を果敢り又は切り取りなどをして差し支えありません。
※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

セルフメディケーション税制に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

取組を行ったことを明らかにする書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【表面】

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【表面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成 29 年分) 所得用 氏名

(平成 28 年分) 所得用 氏名

平外消費税率等が生じた必要経費に算入される控除の対象額	課税仕入れ等の税額等 ①	円	二面の①の金額を転記します。
	控除対象仕入税額等 ②	円	二面の②の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (①-②) ③	(赤字のときは0)	
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等) ④		
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額 ⑤		
	消費税の課税売上割合 ⑥	円	平成 29 年分の必要経費に算入します。 この割合が 80% (端数処理は行いません。) 以上の場合は、④欄の金額を平成 29 年分の必要経費に算入します。 ⑥この場合は、⑦欄～⑩欄は書かないでください。
繰延等	④のうち棚卸資産に係るものの合計額 ⑦	円	これらの金額は、平成 29 年分の必要経費に算入します。
	④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額 ⑧		
費計	④のうち一の資産に係るものの金額が 20 万円未満のもの合計額 ⑨		これらの金額は、平成 29 年分の必要経費に算入します。
	繰延消費税額等 (④-⑦-⑧-⑨) ⑩		
税算	⑩のうち平成 29 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{100}{100}$) ⑪		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑩-⑪) ⑫		
平成 28 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 28 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑬		これらの金額は、平成 29 年分の必要経費に算入します。
	⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑭		
平成 29 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑭のうち平成 29 年分の必要経費算入額 (⑭× $\frac{100}{100}$) ⑮		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑭-⑮) ⑯		
平成 27 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 27 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑰		これらの金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑱		
平成 28 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑱のうち平成 28 年分の必要経費算入額 (⑱× $\frac{100}{100}$) ⑲		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑱-⑲) ⑳		
平成 26 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 26 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉑		これらの金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉒		
平成 27 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	㉒のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (㉒× $\frac{100}{100}$) ㉓		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉒-㉓) ㉔		
平成 25 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 25 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉕		これらの金額は、平成 29 年分の必要経費に算入します。
	㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉖		
平成 26 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	㉖のうち平成 26 年分の必要経費算入額 (㉖× $\frac{100}{100}$) ㉗		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉖-㉗) ㉘		
平成 24 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 24 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉙		これらの金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉚		
平成 25 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	㉚のうち平成 25 年分の必要経費算入額 (㉚× $\frac{100}{100}$) ㉛		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉚-㉛) ㉜		
平成 23 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 23 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉝		この金額は、平成 29 年分の必要経費に算入します。
	㉝のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉞		
	㉞のうち平成 29 年分の必要経費算入額 (㉞と⑩のいずれか少ない方の金額) ㉟		

平外消費税率等が生じた必要経費に算入される控除の対象額	課税仕入れ等の税額等 ①	円	二面の①の金額を転記します。
	控除対象仕入税額等 ②	円	二面の②の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (①-②) ③	(赤字のときは0)	
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等) ④		
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額 ⑤		
	消費税の課税売上割合 ⑥	円	平成 28 年分の必要経費に算入します。 この割合が 80% (端数処理は行いません。) 以上の場合は、④欄の金額を平成 28 年分の必要経費に算入します。 ⑥この場合は、⑦欄～⑩欄は書かないでください。
繰延等	④のうち棚卸資産に係るものの合計額 ⑦	円	これらの金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額 ⑧		
費計	④のうち一の資産に係るものの金額が 20 万円未満のもの合計額 ⑨		これらの金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	繰延消費税額等 (④-⑦-⑧-⑨) ⑩		
税算	⑩のうち平成 28 年分の必要経費算入額 (⑩× $\frac{100}{100}$) ⑪		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 29 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑩-⑪) ⑫		
平成 27 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 27 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑬		これらの金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑭		
平成 28 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑭のうち平成 28 年分の必要経費算入額 (⑭× $\frac{100}{100}$) ⑮		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑭-⑮) ⑯		
平成 26 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 26 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑰		これらの金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ⑱		
平成 27 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑱のうち平成 27 年分の必要経費算入額 (⑱× $\frac{100}{100}$) ⑲		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑱-⑲) ⑳		
平成 25 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 25 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉑		これらの金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉒		
平成 26 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	㉒のうち平成 26 年分の必要経費算入額 (㉒× $\frac{100}{100}$) ㉓		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉒-㉓) ㉔		
平成 24 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 24 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉕		これらの金額は、平成 29 年分の必要経費に算入します。
	㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉖		
平成 25 年分に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	㉖のうち平成 25 年分の必要経費算入額 (㉖× $\frac{100}{100}$) ㉗		「-20」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。
	平成 30 年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉖-㉗) ㉘		
平成 23 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	平成 23 年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉙		この金額は、平成 28 年分の必要経費に算入します。
	㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑩の金額) ㉚		
	㉚のうち平成 28 年分の必要経費算入額 (㉚と⑩のいずれか少ない方の金額) ㉛		

一面
この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

一面
この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※1 ⑩欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (輸出取引等の金額を含みます。)
分母 資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
(注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※2 ⑩欄の「特定課税仕入れ」とは、消費税法第 5 条第 1 項に規定する特定課税仕入れをいいます。

※1 ⑩欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
分子 課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (輸出取引等の金額を含みます。)
分母 資産の譲渡等の対価の額 (税抜) (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
(注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※2 ⑩欄の「特定課税仕入れ」とは、消費税法第 5 条第 1 項に規定する特定課税仕入れをいいます。

改正後

改正前

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【裏面】

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【裏面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

二面

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- 1 平成29年における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- 2 平成24年、平成25年、平成26年、平成27年又は平成28年に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎ 平成29年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計
	消費税額	地方消費税相当額			
課税仕入れ等の税額等	㊸ 円	㊹ (㊸×1/4) 円	㊺ 円	㊻ (㊺×1.7/6.3) 円	㊼ (㊸+㊹+㊺+㊻) 円
控除対象仕入税額等	㊽	㊾ (㊽×1/4)	㊿	① (㊿×1.7/6.3)	② (㊽+㊾+㊿+①)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

二面

◎ この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- イ 平成28年における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- ロ 平成23年、平成24年、平成25年、平成26年又は平成27年に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎ 平成28年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計
	消費税額	地方消費税相当額			
課税仕入れ等の税額等	㊸ 円	㊹ (㊸×1/4) 円	㊺ 円	㊻ (㊺×1.7/6.3) 円	㊼ (㊸+㊹+㊺+㊻) 円
控除対象仕入税額等	㊽	㊾ (㊽×1/4)	㊿	① (㊿×1.7/6.3)	② (㊽+㊾+㊿+①)

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。

改正後

改正前

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

平成 29 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4021

平成 28 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4020

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
○この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

1 住所及び氏名
郵便番号
フリガナ
氏名
フリガナ
氏名

1 住所及び氏名
郵便番号
フリガナ
氏名
フリガナ
氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
増改築等の費用の額
うち居住用部分の金額

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
増改築等の費用の額
うち居住用部分の金額

4 特定取得に係る事項
家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2のロ又は3のウ)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

4 特定取得に係る事項
家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2のロ又は3のウ)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

5 家屋や土地等の取得対価の額
(ア)家屋 (イ)土地等 (ウ)合計 (エ)増改築等

5 家屋や土地等の取得対価の額
(ア)家屋 (イ)土地等 (ウ)合計 (エ)増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
(ア)住宅のみ (イ)土地等のみ (ウ)住宅及び土地等 (エ)増改築等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
(ア)住宅のみ (イ)土地等のみ (ウ)住宅及び土地等 (エ)増改築等

7 特定の増改築等に係る事項
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

7 特定の増改築等に係る事項
高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

9 控除証明書の要否
平成30年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

9 控除証明書の要否
平成29年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用
○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for 氏名, 住宅借入金等の年末残高の合計額, 番号, 居住の用に供した日等, 算式等, 住宅借入金等特別控除額. Includes a vertical label '二面 提出用' on the right side.

※1 ⑬欄の金額を一面の⑭欄に転記します。
※2 ⑭欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑮欄に記載します。

Table with columns for 重複適用を受ける場合, 各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額, 算式等, 控除額. Includes a vertical label '二面 提出用' on the right side.

※ ⑮欄の金額を一面の⑯欄に転記します。

改正前

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for 氏名, 住宅借入金等の年末残高の合計額, 番号, 居住の用に供した日等, 算式等, 住宅借入金等特別控除額. Includes a vertical label '二面 提出用' on the right side.

※1 ⑬欄の金額を一面の⑭欄に転記します。
※2 ⑭欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑮欄に記載します。

Table with columns for 重複適用を受ける場合, 各明細書の控除額(⑬の金額)の合計額, 算式等, 控除額. Includes a vertical label '二面 提出用' on the right side.

※ ⑮欄の金額を一面の⑯欄に転記します。

改正後

改正前

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・1 ページ】

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・1 ページ】

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (以下「計算明細書」といいます。) の作成に当たっては、次の1～6に留意して記載してください。
 なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(附表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」)といたします。)及び「(附表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」)といたします。)を併せて使用します。

種類	使用区分
(附表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合
(附表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

- 添付書類など詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
 また、「土地等に関する事項」欄の「平成□□.□□.□□」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

②欄は次の表に従って、該当する金額を転記又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
④の②欄	㊦	㊦×㊤の①	(附表1)の㉞の㉞
⑤の②欄	㊦	㊦×㊤の①	(附表1)の㉞の㉞
①の②欄	補助金等なし	㊱×㊱の①	(附表1)の㉞の㉞
	補助金等あり	(附表1)の㉞ (附表1)の㉞×㊱の①	

3 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
 なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合の差が10%以内(⑦欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ⑤の面積は「㉞×⑤の⑦」又は「㉞×⑥の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。

- (3) ⑥の⑦欄の記入に当たって、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑤の②欄又は⑥の②欄の金額(円)}}{\text{⑤の②欄の金額(円)}}$ × ⑥の⑦欄又は⑥の⑦欄の割合(%) = (円)

ii ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑥の②欄の金額(円)}}{\text{⑥の②欄の金額(円)}}$ × ⑥の⑦欄の割合(%) = (円)

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (以下「計算明細書」といいます。) の作成に当たっては、次の1～6に留意して記載してください。
 なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(附表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(附表1)」)といたします。)及び「(附表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(附表2)」)といたします。)を併せて使用します。

種類	使用区分
(附表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合
(附表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

- 添付書類など詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
 また、「土地等に関する事項」欄の「平成□□.□□.□□」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄

②欄は次の表にしたがって、該当する金額を転記又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
④の②欄	㊦	㊦×㊤の①	(附表1)の㉞の㉞
⑤の②欄	㊦	㊦×㊤の①	(附表1)の㉞の㉞
①の②欄	補助金等なし	㊱×㊱の①	(附表1)の㉞の㉞
	補助金等あり	(附表1)の㉞ (附表1)の㉞×㊱の①	

3 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
 なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑤の面積は「㉞×⑤の⑦」又は「㉞×⑥の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄の割合を書いて差し支えありません。

- (3) ⑥の⑦欄の記入に当たって、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合が異なる場合は、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・2ページ】

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
- ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
- ※3 適用は平成21年6月4日以降

4 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

- ⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。
- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑭欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ※1 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑩、⑪、⑫又は⑬又は⑭欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬又は⑭欄に書きます。
- ※2 ⑩欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑪欄又は⑫欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※4 ⑬欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑭欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

5 二面への転記

- 一面⑬欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。
- (1) ⑩欄の金額がある場合は、二面番号5の⑬欄へ転記
- (2) ⑪欄の金額がなく、⑫欄又は⑬欄の金額がある場合は、二面番号6の⑬欄へ転記
- (3) ⑩欄から⑬欄の金額がなく、⑭欄の金額がある場合は、二面番号7の⑬欄へ転記

6 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑮欄に転記します。
- なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。
- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合
「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。
- (2) (1)以外の場合で災害により居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき
「適用期間」の文字を○で囲みます。
- (3) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑮欄に記載します。
- (4) (3)以外の重複適用を受ける場合
「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑮欄に記載します。
- ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

7 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：平成29年3月13日居住開始(特定))を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成29年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成28年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
- ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
- ※3 適用は平成21年6月4日以降

4 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

- ⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。
- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ※ 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑩、⑪又は⑫欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬欄に書きます。

5 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑮欄に転記します。
- なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。
- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合
「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。
- (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑮欄に記載します。
- (3) (2)以外の重複適用を受ける場合
「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑮欄に記載します。
- ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

6 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例：平成28年3月13日居住開始(特定))を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
⑯(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例：平成23年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例：平成28年2月13日居住開始(特定))のいずれも記載します。

個⑥022 (付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

個⑥022 (付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

(付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

提出用

提出用

○ この明細書は、以下の場合に『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』又は『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』(以下これらを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

○ この明細書は、以下の場合に『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』又は『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)』(以下これらを「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

1 補助金等の内訳

1 補助金等の内訳

Table with 4 columns: 補助金等の名称, 交付年月日, 交付対象, 補助金等の額(※)

Table with 4 columns: 補助金等の名称, 交付年月日, 交付対象, 補助金等の額(※)

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

Table with 3 columns: 取得対価の額, 取得対価の額(1-2), 取得対価の額(1-2)

Table with 3 columns: 取得対価の額, 取得対価の額(1-2), 取得対価の額(1-2)

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

Table with 6 columns: 補助金等控除前の取得対価の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 増改築等の費用の額, 増改築等の費用の額(4-5), 増改築等の費用の額(4-5)

Table with 6 columns: 補助金等控除前の取得対価の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 増改築等の費用の額, 増改築等の費用の額(4-5), 増改築等の費用の額(4-5)

4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

Table with 9 columns: 高齢者等居住改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 断熱改修工事等の費用の額, 特定断熱改修工事等の費用の額, 特定多世帯同居改修工事等の費用の額, 特定高齢者同居改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額

Table with 9 columns: 高齢者等居住改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 断熱改修工事等の費用の額, 特定断熱改修工事等の費用の額, 特定多世帯同居改修工事等の費用の額, 特定高齢者同居改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額

※1 ⑨欄の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※1 ⑨欄の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

Table with 6 columns: 取得対価の額, あなたの共有持分(計算明細書の①欄), 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(※), あなたの持分に係る取得対価の額等

Table with 6 columns: 取得対価の額, あなたの共有持分(計算明細書の①欄), 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(※), あなたの持分に係る取得対価の額等

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てた方が不明な場合は、裏面の2のイ又はロの算式で計算した②又は③の金額をそれぞれ④の⑤欄又は⑥の⑤欄に記載します。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てた方が不明な場合は、裏面の2のイ又はロの算式で計算した②又は③の金額をそれぞれ④の⑤欄又は⑥の⑤欄に記載します。

(平成29年分以降用) ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(平成28年分以降用) ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥022 (付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

個⑥022 (付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

書き方(提出用)

書き方(提出用)

1 「I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

1 「I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

(1) 補助金等の範囲

(1) 補助金等の範囲

住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

表面の④の②欄又は⑤の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。

表面の④の②欄又は⑤の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。

なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額②と、「土地等」に係る補助金等の額③とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は⑤の②欄に転記してください。

なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額②と、「土地等」に係る補助金等の額③とに区分した金額をそれぞれ表面の④の②欄又は⑤の②欄に転記してください。

⑥ マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の⑥の②欄に記入します。

⑥ マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等を有する場合で、それぞれの取得対価の額を区分しないときは、この欄の記入は省略し、家屋及び土地等の取得対価の額の合計額からその補助金等の額を差し引いた金額を計算明細書の⑥の②欄に記入します。

イ「家屋」に係る補助金等の額の計算

イ「家屋」に係る補助金等の額の計算

「家屋」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) × (表面の④の①欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の⑤の①欄の金額 (円))) = ㊦ (円)

「家屋」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) × (表面の④の①欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の⑤の①欄の金額 (円))) = ㊦ (円)

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

「土地等」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) × (表面の⑤の①欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の⑤の①欄の金額 (円))) = ㊧ (円)

「土地等」の補助金等の額 (円) + 「家屋及び土地等」の補助金等の額 (円) × (表面の⑤の①欄の金額 (円) / (表面の④の①欄の金額 (円) + 表面の⑤の①欄の金額 (円))) = ㊧ (円)

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑤欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑤欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

(4) 「4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合」欄

(4) 「4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合」欄

家屋につき行う増改築等の工事で、その工事と併せて行うその家屋の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

家屋につき行う増改築等の工事で、その工事と併せて行うその家屋の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

2 「II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

2 「II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。

表面の②欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の額に充てた金額をそれぞれ書きます。

表面の②欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の額に充てた金額をそれぞれ書きます。

なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額②と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額③とに区分した金額をそれぞれ表面の③の②欄又は④の②欄に転記してください。

なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額②と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額③とに区分した金額をそれぞれ表面の③の②欄又は④の②欄に転記してください。

イ「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

イ「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

「家屋」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) × (計算明細書の③の金額又は表面の③の①欄の金額 (円) / (計算明細書の③の金額又は表面の③の①欄の金額 (円) + 計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円))) = ㊨ (円)

「家屋」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) × (計算明細書の③の金額又は表面の③の①欄の金額 (円) / (計算明細書の③の金額又は表面の③の①欄の金額 (円) + 計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円))) = ㊨ (円)

ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

「土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) × (計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円) / (計算明細書の③の金額又は表面の③の①欄の金額 (円) + 計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円))) = ㊩ (円)

「土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) + 「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額 (円) × (計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円) / (計算明細書の③の金額又は表面の③の①欄の金額 (円) + 計算明細書の④の金額又は表面の④の①欄の金額 (円))) = ㊩ (円)